

国際・国内動向

第83回 ILO 総会家内労働条約を採択する —— 条約批准、家内労働法抜本改正の運動を ——

豊田 太一

はじめに

ジュネーブで開催された第83回国際労働機関 (ILO) 総会は6月20日、家内労働に関する国際条約と、これを補足する勧告を採択した。この条約の目的は家内労働者の劣悪な労働条件や無権利状態はかねてから国際的にも大きな問題とされ、ILO でもさまざまな取組がなされてきた。その結果、昨年と今年の2回にわたる討議を経て、画期的内容をもつ家内労働条約と勧告がつくられた。

この条約が採択されたことは、先進国、途上国を含めて数億人に達すると見られる家内労働者の生活向上と権利擁護に大きく貢献するものであり、また世界の労働運動前進のためにも重要な役割を果たすものと思う。

日本における家内労働者の役割は

家内労働者という言葉はなんとなく耳慣れない言葉だが、要は職場で働く雇用労働者ではなく、自宅や自分が選んだ作業所で仕事をしている人たちのことである。勿論、自分が商売をするために仕事をしている人は除かれる。典型的な例は内職に従事している人たちだが、それとは別に専門的・家内労働者と呼ばれる人たちも多数存在している。例えば東京・浅草を中心とした靴の製造に携わる「職人」がそうだ。靴工・家内労働者は主に自宅で事業主から原材料である

皮革を支給され、事業主の仕様通りに加工して決められた期日までに納品し、工賃は一足あたりいくらかと予め決められた額（実際は支払い時に一方的に決められることが多いが）に従って、通常1ヵ月毎にまとめて支払われる。この加工は完成品の製作でなく、製甲とか底付けなどの部分加工である。加工に必要な工具や設備、糊や糸などの副材料はだいたい家内労働者が調達し、多くの場合、配偶者など同居の家族も補助者として作業に参加している。

丹後、西陣など機業地の出機（でばた）、賃機（ちんばた）なども基本的には同様に家内労働者である。こうしてみると、家内労働者と呼ばれる範疇に属する人たちは内職者以外にも多いことがわかる。労働省の概況調査でも、業種別にみて衣服の縫製、テレビ・音響機器部品のコイル巻・組立て・ハンダづけ、玩具、漆器、陶器、人形、造花、洋傘、織物、ニット編み、金属研磨・加工などなど広汎に分布している。また最近ではワープロタイピング、テレワークなど在宅作業の労働者が増加してきている。

家内労働者の特徴は一口でいえば低賃金、長時間労働、無権利、無保障が際立つ分野の労働者である。

内職者はあながち長時間労働といえないかも知れないが、周知のとうり極端な低賃金で、日本の労働者の低賃金構造の下支えになっているともいえる。労働省の調査でも工賃階級別にみ

ると1時間当たり「200円以上400円未満」のものが最も多く、36.3%を占めると報告されている。

専門的・家内労働者の場合は一定の収入を確保しているとはいえ靴工組合の調査によれば経験年数30年以上の男子で、1日平均12時間以上、補助者の女子は家事、育児のあいまに1日8時間以上の長時間労働を余儀なくされており、これを1人当たりに換算すると1時間800円ないし900円の低工賃である。無権利、無保障は家内労働者を労働者とみていないことの証であって解雇予告もなく仕事を打ち切られたり、雇用保険もなく、また社会保険に加入もできない。もちろん退職金もなく老後の保障は貧弱な国民年金に頼るほかはない。

このような家内労働者の現状に対して、1970年に制定された家内労働法は、全くといっていいほどなんの救済策も講じないまま26年を経過した。政府は昨年家内労働制定法25年を記念して何の行事も開催しなかったが、かわって浮上したのがILO家内労働条約問題だった。

ILO 家内労働条約と日本の家内労働法

採択された家内労働条約は10ヶ条からなっている。まず条約の本文はいわば綱領的な規定を表現し、個々の具体的内容は勧告に譲っている。勧告には家内労働者の労働条件の改善にとって重要な部分が盛り込まれている。

条約の1条は家内労働の定義に関する条項である。ここでは家内労働者を定義の対象とせず、家内労働を定義している。すなわち「家内労働」という用語は、家内労働者として規定される者が次により行う労働を意味する、として(i)使用者の職場以外で、自宅又は自ら選択した建物内において、(ii)報酬のために、(iii)使用される設備、材料またはその他の投入物を誰が提供

するかを問わず、使用者が定めた製品又はサービスにつながる労働、と規定している。なお、これにはただし書きがあって、同人は国内法令、規則または判決にもとづく独立労働者とみなされるために必要な一定の自立性及び経済的独立性を有しないものとする、と付記している。また「使用者」について同条(C)項で直接に又は、……仲介者を通じて……家内労働を割り当てる自然人または法人を意味する、と定義している。この定義をわが国の家内労働あるいは家内労働者の実態に照らしてみるとi、ii、iii項はいうに及ばず、ただし書きについてもまさに実態に適合しているといえる。

一方「家内労働法」ではこの点を次のごとく定義している。家内労働法第2条は「委託」、「家内労働者」、「委託者」、「補助者」、「工賃」および「労働者」を定義を規定している。まず「委託」だが、この法律で委託とは他人に物品を提供して、その物品を部品、付属品若しくは原材料とする物品の製造又はその加工、改造、修理、洗浄、選別、包装もしくは解体（以下加工等という）を委託することとされている。

つぎに「家内労働者」については、物品の製造、加工若しくは販売又はこれらの請負を業とする者であって、その業務について同居の親族以外のものを使用しないことを常態とするものをいう、とされている。「委託者」以下の定義は省略するが、以上いろいろ詳細に定義しているように見えるが、要は条約でいう使用者（ここでは委託者）と家内労働者の関係は請負契約の一種である委託契約に基づくものとされ、しかもその業務の範囲は物の製造、加工に限られていることが特徴である。ことに、「委託」の定義の後段にある買い取り特約の販売に係わる製造まで家内労働の範囲に含ませていることはこの法律の性格を端的に示すものといえる。

国際・国内動向

家内労働者は、自営業者であって、しかも雇用労働者と類似の側面をもつという二面性を有すると位置づけ、これを土台に組み立てられたものが家内労働法である。労働省の解説によれば、家内労働者は自営業者であるが、経済的には委託者に従属しているので、労働者に準じたものとして労働保護立法の対象にする、としている。しかし、実際には同法は労働保護立法の役割を果たしているとはいえない法律で、むしろ労働者の非労働者化策を担っているところが大きい。

これに対して ILO 家内労働条約は家内労働を定義するなかで、わが国をはじめ多くの先進国で国内法の適用範囲を製造加工業に限定している現状を改め、サービス業や自営業者と見られる零細業者にまで拡大した。これはテレワークなど在宅労働者が激増している実情に対応したものであり、同時に多種多様な家内労働の実態を踏まえながらその労働者性に着目して保護していこうという現実的な規定として歓迎すべきものだ。

また、条約はこのような家内労働者の団結権や家内労働政策に対する発言権を認め、勧告においては賃金の団体交渉による決定を奨励している。

最も注目された家内労働者と雇用労働者との平等待遇を促進するとの条項は、日本政府の提案により「出来るだけ促進する」との修正の上可決された。「出来るだけ」の意味は「促進」を強めるようにも受け取れるが、政府の意図は「可能な限り」、つまり「やれるだけやる」ということで、促進を弱める狙いである。早速異論が出されたが条約の成立を重視する労働者側の賛成によって承認された。

この他、採択された条約は細部の修正を除き大筋で昨年の第1次討議を土台にした事務局原

案と変わりなく、家内労働者にとってその画期的内容と意義はいささかも弱まってはならず、最低基準としての画期的なものとなっている。

無視できなかった家内労働者の現状とたたかい

日本政府は条約案に対して、当初から強い難色を示し、勧告にとどめるべきであると主張、勧告についても社会保障の適用に関する条項の削除を求めているが、結果的には前記の修正を提出しただけで条約、勧告とも賛成した。

家内労働者の運動や、国際的な家内労働運動が与えた影響も無視できないものと思われる。家内総連は ILO で家内労働条約が審議されることを重視し、全国の家内労働者とその団体によりかけて家内労働者交流集会を組織し、条約の選択・批准をめざす大運動を呼びかけながら、政府、労働省に再三交渉を行い、条約案に対する当事者団体の意見聴取や ILO への代表派遣などを強く要求してきた。「家内労働条約を審議するということに当事者の意見を聞かないというのはどういうわけか」という詰問に労働省は答弁に詰まったが「連合が同意しない」ことを理由に要求をしりぞけた。家内総連はやむをえず2名の代表をジュネーブに派遣し、用意した500部の英文リーフを武器に現地活動を展開した。また、国際的に活動している NGO の「ホームネット」や「SEWA」など家内労働者団体とも交流し、意見を交換した。彼女たちは精力的に活動し、各国政府代表にも接触して影響を与え、条約の採択に少なからず貢献しているようであった。

採択を確信に、たたかいの正念場はこれから

家内労働条約と勧告は採択されたが、問題はこれからである。一部報道によれば政府は早くも「当面批准は見送る」などのコメントを流し

ているが、従来の政府の手口からすると国内法との相違を理由に批准しない国際条約が山ほどあるので、今回についても同様な経過を辿ることが予想される。しかし条約に賛成した日本政府は批准する国際的責務を負っているわけだから、これを採択させた家内労働運動の成果に確

信を持ち家内労働者の現状と要求を広く世論にアピールし、家内労働法の抜本的改正、家内労働条約の批准を求める運動を手を緩めずに発展させることが重要になっている。

(家内総連委員長)

都市銀行「リストラ」と金融労働者

山崎 豊

住宅金融専門会社(住専)の処理にともなう6850億円の財政資金投入などを盛り込んだ住専処理、金融関連法案は、国民多数の反対を無視して、無修正で6月19日参院で与党3党の賛成多数で原案どうり可決、成立した。国民世論の圧倒的動向からみても、「道理も根拠」もない、許しがたい暴挙といわなければならない。住専処理の審議を通してきわだっていたのは、大銀行・母体行の徹底した責任回避の対応と、政府・与党のこれへの追従である。これは国会審議の内容とも逆行するものであるが、現在、銀行に吹き荒れている「リストラ合理化」の嵐は、この「強者」の論理と住専処理を追い風、守り札にして進行している。ではこの「リストラ合理化」は銀行が今まで進めてきた、「強靱な経営体質の構築」とか、「経営の抜本的効率化・高収益の確保」などの方針と何が異なるのか。若干の考察をこころみることにする。

銀行リストラの現状

都市銀行大手20行のうち半数近い銀行で、新

しい中長期経営計画をスタートさせた。バブル経済の崩壊後、住専処理や不良債権の解決にあたり、失われた国民の銀行への信頼をどう回復するのか、行員のモラルアップをどうはかるのか、重い課題が横たわっている。しかし、新しい中長期計画からこれらの回答を得ることはできない。

計画から読みとれるのは、まさに収益第一主義の貫徹で、より本格的な「リストラ合理化」をおし進めるという方針である。

各行の経営戦略に共通する特徴は、高収益構造、高生産性の達成(第一勧業)。事業のリストラチャリングを通じた収益性の抜本的改善(さくら)。コスト競争力の確立(富士)。経営のクオリティの重視と収益構造の確立(三和、住友)である。そして、どのように実現するのかという重点課題、施策は、次の4点に集約される。

第1、収益第一主義の立場から、事業分野の選択的重点の設定、絞り込みをする。収益の上がない分野の思い切った切り捨てである。第2は事業構造の変化への対応で、重点的力の配